

○令和元年度「市川市家族の週間」実施要領

令和元年 7 月 4 日

（目的）

第1条 「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）において、生命の大切さ、家族の役割等についての理解を深めることが示され、「家族の日」（11 月の第 3 日曜日）、「家族の週間」（家族の日の前後 1 週間）等を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図ることとしている。

本要領は、本市においても上記に賛同し、「家族の大切さ」やそれを支える「地域の力」について、地域全体で考えてもらうきっかけとすることを目指し、令和元年度「市川市家族の週間」事業を実施することとし、その実施内容を定めることを目的とする。

（実施時期）

第 2 条 令和元年度「市川市家族の週間」の実施時期は、令和元年 11 月 10 日から令和元年 11 月 23 日までとする。ただし、特段の事情がある場合は、それぞれ適切な時期に行うものとする。

（実施内容）

第 3 条 令和元年度「市川市家族の週間」においては、次の各号に掲げる内容を行う。

- （1）子育て支援施設等におけるイベント等の実施
- （2）公共施設入園料等の優待の実施
- （3）令和元年度「市川市家族の週間」への協力を申し出た企業、NPO 法人等によるイベント等の実施
- （4）その他

（実施体制）

第 4 条 子育て支援課において、庁内各課及び企業、NPO 法人等に対して協力を呼びかけ、また、連携を図りつつ実施することとする。

（協力団体等の募集）

第 5 条 第 3 条第 3 号については、令和元年度「市川市家族の週間」の趣旨に賛同し、イベント等の実施を行う企業、NPO 法人等を広く募集することとする。

- 2 協力団体は、令和元年度「市川市家族の週間」参加申込書(様式第 1 号)により市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申し込みを受けたときは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当する事業者や、イベント等の内容が趣旨にそぐわないと認める場合を除き、申込者に対して「市川市家族の週間」への参加を認めるものとする。
- 4 協力団体は、第 2 項に基づく申請内容を変更しようとする、もしくは協力を取りやめようとするときは、市へ届け出なければならない。
- 5 市は、協力団体について、団体の名称、及び実施内容等を取りまとめ、市公式 Web サイトなどにより、広く市民に周知するものとする。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

様式第1号

令和元年度「市川市家族の週間」参加申込書

年 月 日

市川市長

住 所

団体名

代表者氏名

次のとおり、令和元年度「市川市家族の週間」の協力団体として申し込みます。

団体名 ※市民に周知する名称	
所在地	〒 千葉県
電話・FAX番号	電話 () FAX ()
メールアドレス	
担当者名・連絡先	担当者 連絡先
実施内容	イベントタイトル 具体的な内容をお書きください。 ※未定の場合は案をご記載ください
実施日時(期間)	
実施場所	※実施場所の確保は各団体様へお願いしております
対象者	
事前申込の有無	☐ 有(方法: 期限: 月 日 ~ 月 日) ・ ☐ 無

※ 実施に際し、市からの助成金等はありません。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当する事業者や、イベントの内容が趣旨にそぐわないと認められる場合には参加できません。